

安全の確保のための船長及び業務主任者が遵守すべき事項

航行中及び利用者が水産動植物を採捕している間、船長及び業務主任者は以下のとおり行動します。

※一般的事項

- *出航から帰航するまでの間は、飲酒はしません。また、酒気を帯びて漁場に案内しません。
- *航行中、波の影響により船体が動揺するときは、波の状況について適切な見張りをを行うとともに、波に対する進路の変更を行い、かつ、安全な速力まで十分な減速を行うことにより、船体動揺の軽減に努めます。
- *航行中、波の影響により船体が動揺して危険が予想されるときは、利用者に対して動揺が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船するよう指導します。
- *乗船中は、船室内にいる場合を除き、救命胴衣(船に備え付けられ、又は持ち込まれた、船舶の種類や航行区域に応じて国土交通省が定める要件に適合するものをいいます。以下同じ。)を着用します。
- *乗船中は、船室内にいる場合を除き、利用者に常に救命胴衣を着用させます。
- *12歳未満の小児には、乗船中は、常に救命胴衣を着用させます。
- *利用者の乗船場所から漁場又は漁場から漁場までの間における岩場、浅瀬、河川域、防波堤、定置網、養殖施設等を調査し、危険性の評価を行い、特に危険と認められる場所について、別添にとりまとめ、安全に航行できる航路、避険線等の設定を行います。
- *航行中はGPSプロッター等を利用して自船の位置を確認し、上記で設定した航路の航行、避険線に基づいた安全な航行を行います。
- *随時、気象や海象等に関わる情報収集を行い、気象又は海象等の状況の悪化等、利用者の安全の確保のために必要と判断される場合は、船室内においても利用者に救命胴衣を着用させます。
- *その他()

※釣船をする場合

- *利用者を案内している間は、船長及び業務主任者は自ら釣りをしません。

※瀬渡しをする場合

- *利用者の安全確認のため、渡した磯等を定期的に巡回します。
- *磯等において、利用者には常に国土交通省が定める要件と同等以上の性能を有する救命胴衣を着用させます。
- *磯等において採捕を終了した利用者を收容し帰航する際、利用者が遊漁船に乗船していることを確認します。

※体験漁業(観光定置、観光底引き等)をする場合

- *利用者が網揚げ等をしている間、利用者に危険が生じないように安全に操業します。

公開する情報

※損害賠償保険について

利用者1人当たりの填補限度額	3千万
利用定員又は旅客定員	7名
契約期間	令和 5年 12月 11日から令和 6年 11月 20日まで

遊漁船の総トン数又は長さ、定員及び通信設備等

桜生丸	271-36421	総トン数 2.4トン	長さ 9.10m	利用人数 8人
	航行区域	沿海		
	遊漁船の使用状況	漁船と兼用		
	遊漁船の記載状況	単独記載		
	船舶の所有状況	自己所有船舶		
	通信設備の状況	携帯電話		
	救命設備の状況			

出航中止基準及び帰航基準

※出航中止基準

出航の可否の判断は、単独の判断により行います。

出航地や案内する漁場、出航地から案内までの間において、以下のいずれかの状況となっている場合、出航を中止します。

- ・海上警報(風、霧等)、波浪警報、津波警報・注意報の発令中

出航地の波高 1 m 以上

出航地の風速 4 m 以上

出航地の視程 2000 m 未満

- ・落雷のおそれがあるとき

- ・事業者、船長又は業務主任者のうち、いずれか1名でも危険と判断したとき

- ・その他()

※帰航基準

案内する漁場において、下記のいずれかの状況に至った場合、帰航することとします。

- ・海上警報(風、霧等)、波浪警報の発令

- ・利用者に急病人やケガ人が出たとき

漁場における波高 1 m 以上

漁場における風速 4 m 以上

漁場における視程 2000 m 未満

- ・落雷のおそれがあるとき

- ・上記の他、利用者の安全の確保が困難になると予想されるとき

- ・その他()

気象又は海象等の状況が悪化した場合の対処

※気象又は海象等の状況が悪化した場合の避難する場所

出航した港等に帰航できない場合は、以下の場所に避難します。

岡山県]	GPS 海の駅 実務経験により
香川県		
広島県		
兵庫県		安全な港へ入港する

上記の他、帰航を判断した場所から最も近く安全に避難できる場所に避難します。

情報を収集すべき事項

- (1) 利用者の安全の確保に必要な情報
- *出航地における波高、風速、視程
 - *出航中止を判断する団体の出航判断等に関する情報
 - *水路通報、気象・津波・海上警報等の情報
 - *乗船する利用者数(12歳未満の小児が含まれる場合は、その人数)
 - *法に基づく協議会において協議が調った事項や海面利用協議会で定められた事項など、地域における安全確保に関する情報
 - *立入禁止区域に関する情報
- (2) 漁場の安定的な利用関係の確保に必要な情報
- *法第16条に基づき利用者に周知する必要がある「案内する漁場における水産動植物の採捕に関する制限又は禁止及び漁場の使用に関する制限の内容」について、該当漁場を管轄している都道府県知事が提供している情報
 - *漁場利用協定や漁場慣行等について、案内する漁場を管轄する都道府県に設置されている海面利用協議会が提供している情報
 - *法に基づく協議会において協議が調った事項や海面利用協議会等で定められた事項など、地域における漁場の安定利用に関する情報

安全の確保のため周知すべき内容及び方法

※周知の方法

- ◎遊漁船に周知内容を掲示する。
- ◎遊漁船の乗船前に書面を配布、回覧する。
- ◎営業所のモニター又はタブレット端末等の電子機器で視聴してもらう。
(ウェブサイトにて周知事項をまとめた動画等の視聴等を含む)

※周知する内容

- *出航から帰航するまでの間、船長及び業務責任者の指示に従うこと
- *遊漁船の航行中はむやみに立ち歩かないこと
- *航行中、波の影響により船体が動揺することがあるときは、動揺が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船すること
- *天候急変時の救命設備の保管場所及び使用方法
- *落水者の船上への引揚げを補助するはしご等の保管場所及び使用方法
- *落水者の発生等、非常時の場合における他の利用者への救助協力
- *乗船中は船室内にいる場合を除き、救命胴衣(船に備え付けられ、又は持ち込まれた、船の種類や航行区域に応じて国土交通省が定める要件に適合するもの)を着用すること
- *その他(見張り・口頭説明・注意する・ゴミを捨てない)

※漁場において口頭で説明する

- *案内する漁場において注意する事項
(県条例・禁止区域・漁具等の説明)

- *その他()